

○財務省告示第六十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十九年二月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年三月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第四百四

十回、第四百四十二回、第四百四十
三回、第四百四十五回、第四百五十
三回、第五百五十七回及び第五百五
十八回）、利付国庫債券（三十年）
（第十一回、第十二回、第十七
回、第十九回、第二十一回、第
二十二回、第二十六回、第二十
七回、第三十六回、第四十一回、
第四十二回、第四十四回、第四
十五回、第四十六回、第四十七
回、第四十八回、第四十九回、
第五十回、第五十一回及び第五
十二回）及び利付国庫債券（四
十年）（第一回、第二回、第三回、
第四回、第五回、第六回、第七
回及び第八回）
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十七
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

二 発行の根拠
法律及びそ
の条項及びそ
の条項の適
用等

三

十四 利 子

十五 償還 金額 七十六

十八 元利金 支 十九 入札 参加 二十 払込 期日

各発行対象国債の額面の金利前子に
 各発行対象国債の額面の金利前子に
 100×各発行対象国債の額面の金利前子に
 支規(払込)利率の発行日(発行日)が
 日(発行)に場(発行)は、(発行) / 365
 第十号に規定する発行日を
 発行対象国債の額面の金利前子に
 とし、各支払期においては、
 算式により算出し、その額を
 う。ただし、支払期が銀行休業
 日に当たるときは、翌営業日
 日に支払う(償還期限に
 同日(償還)に
 各発行対象国債の額面金額×各
 発行対象国債の利率 / 100 × 1 / 2

(別表のとおり)
 額面金額の100円につき
 銘柄毎の基準利回りは、
 九二年二月十六日付で、
 協会が発表した公社債店頭
 参考統計表に掲載された平均
 値の単利日利回り(平成十九
 年二月十六日午前九時以前
 された市場合)は、訂正後
 単利日利回りとする。
 日本銀行

財務大臣から通知を受けた者
 平成二十九年二月二十日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第三十七回)	二・四%	平成十年四月二十六日	二十億円
利付国庫債券 (第三十二回)	二・一%	平成九年四月二十五日	五百七十六億円
利付国庫債券 (第三十一回)	一・七%	平成九年四月二十五日	百九十五億円
利付国庫債券 (第二十五回)	〇・五%	平成九年四月二十八日	七十一億円
利付国庫債券 (第二十七回)	〇・二%	平成九年四月二十八日	百六億円
利付国庫債券 (第二十三回)	一・三%	平成九年四月二十七日	二十五億円
利付国庫債券 (第二十五回)	一・七%	平成九年四月二十五日	七十六億円
利付国庫債券 (第二十三回)	一・六%	平成九年四月二十五日	四億円
利付国庫債券 (第二十二回)	一・八%	平成十年四月十二日	二十九億円
利付国庫債券 (第二十回)	一・七%	平成九年四月二十四日	三百九十三億円

（（利 第三付 四十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第三付 四十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第三付 四十国 十年庫 五）債 回 券 ）	（（利 第三付 四十国 十年庫 四）債 回 券 ）	（（利 第三付 四十国 十年庫 二）債 回 券 ）	（（利 第三付 四十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第三付 三十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十国 十年庫 二）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第三付 十九国 十年庫 回）債 回 券 ）
一 ・ 六 %	一 ・ 五 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 五 %	二 ・ 四 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %
日年平 六成 月五 二十七	日年平 三成 月五 二十七	十年平 日十成 二五 月十六 二十六	日年平 九成 月五 二十六	日年平 三成 月五 二十六	十年平 日十成 二五 月十五 二十五	日年平 三成 月五 二十四	日年平 九成 月四 二十九	日年平 三成 月四 二十九	日年平 三成 月四 二十八	十年平 日十成 二四 月十七 二十七	日年平 六成 月四 二十七
億三 円百 九 十六	億三 円百 五 十四	億二 円百 四 十四	五 億 円	十 億 円	十 億 円	三 十 億 円	三 十 八 億 円	二 十 九 億 円	五 十 四 億 円	億三 円百 五 十六	四 億 円

（（利 第四付 七十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 六十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 五十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 四十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 三十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 二十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 一十国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 五十国 年庫 二）） 回） 債 券	（（利 第三付 五十国 年庫 一）） 回） 債 券	（（利 第三付 五十国 年庫 回）） 債 券	（（利 第三付 四十国 年庫 九）） 回） 債 券	（（利 第三付 四十国 年庫 八）） 回） 債 券
一 ・ 七 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 二 %	二 ・ 二 %	二 ・ 四 %	〇 ・ 五 %	〇 ・ 三 %	〇 ・ 八 %	一 ・ 四 %	一 ・ 四 %
日年平 三成 月六 二十六	日年平 三成 月六 二十五	日年平 三成 月六 二十四	日年平 三成 月六 二十三	日年平 三成 月六 二十二	日年平 三成 月六 二十一	三平 月成 二六 二十年	日年平 九成 月五 二十八	日年平 六成 月五 二十八	日年平 三成 月五 二十八	十年平 日十成 二五 月十七	日年平 九成 月五 二十七
十六 億 円	円百 九 十 一 億	九十 億 円	十六 億 円	四十 一 億 円	円百 三 十 三 億	億二 円百 二十 一	円百 七 十 六 億	五 億 円	二十 二 億 円	二十 七 億 円	五 億 円

（利付） （第四十回） （国庫債券）	一・四%	平成 三年 六月 二十七	二十 八 億 円
--------------------------	------	-----------------------	-------------------